



保医発第0419002号

平成14年4月19日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
各 国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

標記については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）により取り扱われているところであるが、今般、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成14年3月厚生労働省告示第71号）等の制定に伴い、同通知を下記のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

別紙2の第3の7を次のように改める。

7 「傷病名」欄について

傷病名については、原則として、「磁気テープ等を用いた請求に関して厚生労働大臣が定める規格及び方式」（平成3年9月27日）別添3に規定する傷病名を用いること。

別紙2の第5の8の(4)中「運動療法指導管理料」を「生活習慣病指導管理料」に改める。

別紙2

診療録等の記載上の注意事項

第3 診療録の記載上の注意事項

7 「傷病名」欄について

~~傷病名は、わが国で通常用いられている傷病名を記載すること。~~傷病名については、原則として、「磁気テープ等を用いた請求に関して厚生労働大臣が定める規格及び方式」(平成3年9月27日)別添3に規定する傷病名を用いること。

第5 処方せん記載上の注意事項

8 「処方」欄について

- (4) 医科診療報酬点数表第2章第2部第2節の在宅療養指導管理に用いる医薬品を支給した場合は (免) 又は (免) と記載すること。ただし、注射薬については省略して差し支えないこと。
また、~~運動療法指導管理料~~生活習慣病指導管理料など、包括点数を算定して院外処方せんを交付する場合も (免) 又は (免) と記載すること。